

令和 2 年度ダイオキシン類測定計画
(公共用水域、地下水、土壌)

奈 良 県

令和2年度奈良県ダイオキシン類測定計画（公共用水域）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る公共用水域の水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

県内2水系7地点において実施する。

水系別地点数は表1のとおりであり、測定地点は別表のとおりである。

表1 水系別地点数（公共用水域）

水系	奈良県	奈良市	国土交通省	水資源機構	水系別合計	合計
大和川	2（2）	1（1）	1（1）		4（4）	7（7）
紀の川					0（0）	
淀川	2（2）	1（1）			3（3）	
新宮川					0（0）	

（ ）は底質地点数

(2) 測定項目及び頻度

測定項目は水質及び底質のダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

※ 大和川水系の国土交通省調査地点の水質は年4回（但し、重点監視状態の地点（要監視濃度として、環境基準値の1/2を超えた地点）で、8回連続要監視濃度を下回った場合、年1回）実施する。

(3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局 水環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は国土交通省、奈良県及び奈良市である。

5. その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

令和2年度ダイオキシン類常時監視（公共用水域）測定地点

（公共用水域）

番号	水系	河川	地点	測定対象	測定機関
1	大和川	大和川	藤井	水質・底質	国土交通省
2	大和川	秋篠川	秋篠川流末	水質・底質	奈良市
3	大和川	竜田川	竜田大橋	水質・底質	奈良県
4	大和川	葛下川	だるま橋	水質・底質	奈良県
5	淀川	内牧川	内牧川流末	水質・底質	奈良県
6	淀川	天満川	天満川流末	水質・底質	奈良県
7	淀川	白砂川	白砂川流末	水質・底質	奈良市

令和2年度奈良県ダイオキシン類測定計画（地下水）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点数は表1のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

(3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表1 令和2年度市町村別測定地点数（地下水）

No.	市町村名	地点数	測定機関
1	奈良市	2	奈良市
2	大和郡山市	2	奈良県
3	山添村	1	
4	野迫川村	1	
5	十津川村	1	
合 計		7	

令和2年度奈良県ダイオキシン類測定計画（土壌）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る土壌の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点は表1のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

(3) その他

測定方法等については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」又は「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表1 令和2年度市町村別測定地点（土壌）

No.	市町村名	一般環境	発生源周辺	合計地点数	測定機関
1	奈良市	1		1	奈良市
2	御所市	2	1	3	奈良県
3	三宅町	1		1	
4	広陵町	1	1	2	
5	吉野町	1	1	2	
合計		6	3	9	